

平成31年1月17日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(行コ)第5号 不当利得返還請求控訴事件(原審・岡山地方裁判所平成  
26年(行ウ)第15号)

口頭弁論終結の日 平成30年9月11日

判 決

岡山市北区大供一丁目1番1号

控訴人(原審被告)	岡山市長	大森 雅夫
控訴人訴訟代理人弁護士	佐々木	基 彰
同	竹 田	航 文
控訴人指定代理人	山 本	章 広
同	山 本	和 美
同	永 田	朱 晶
同	長 谷	千 剛
同	榎 原	拓 史
同	亀 山	

岡山市北区大供一丁目1番1号

控訴人補助参加人(原審被告補助参加人)

同代表者団長	公明党岡山市議団
控訴人補助参加人代理人弁護士	則武宣弘郎

岡山市北区奥田一丁目11番20号

被控訴人(原審原告)

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

同代表者理事	光 成 卓 明
被控訴人訴訟代理人弁護士	東 隆 司

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、別表1の「会派」欄記載の1, 3ないし5及び8の会派に対し、それぞれ該当する「控訴審認容額」欄記載の金員及びこれらに対する本判決確定の日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用（補助参加により生じた費用を除く。）は、第1, 2審を通じ、これを10分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人の負担とし、補助参加により生じた費用は、第1, 2審を通じ、これを12分し、その1を控訴人補助参加人の、その余を被控訴人の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人の請求をいずれも棄却する。

##### 第2 事案の概要（略称は原判決の例による。）

- 1 訴訟物は、原判決「事実及び理由」中の第2の柱書（原判決1頁21行目ないし2頁9行目）及び別紙「会派支出等一覧表」（原判決124頁）に記載のとおりであるから、これを引用する。

原審は、平成24年度の政務調査費に関し、別表1の「会派」欄記載の各会派に対し、それぞれ該当する「原審認容額」欄記載の金員及びこれらに対する本判決確定の日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう、控訴人に命じる限度で、被控訴人の請求を一部認容し、その余の請求をいずれも棄却したため、控訴人は、本件控訴をした。

- 2 関係法令等の定め、前提となる事実、争点及び当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の1ないし3（原判決2頁10行目ないし8頁9行目）並びに別紙「会派支出等一覧表」、「支出項目一覧表」及び「判断基準に係る主張」（原

判決124頁ないし295頁)に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 判断の概要

当裁判所は、①会派が雇用する職員の人工費や会派控室に係る事務費等(文具系消耗品費、事務機器、日用品、備品等、電話料金、FAX料金、コピー機に係る費用、茶菓子等〔広報費・広聴費として支出された茶菓子代等を含む。〕)につき、原審が、会派は日常的に議会活動の基礎となる調査研究活動以外の政治活動も行っているものであるとして、50%の限度でのみ正当な支出であると認定したのと異なり、特段の事情のない限り一般的に全部が違法な支出とは認められないと判断し、②控訴人が当審において新たに提出した証拠をもって、支出と調査研究活動との関連性が認められたものについては、その支出は違法とは認められないと判断し、原審が被控訴人の請求を認容した部分のうち、これらに該当する部分について、原判決を変更して、被控訴人の請求を棄却することとした。

#### 2 争点1(本件各支出が使途基準に違反しているかについての判断基準)について 以下のとおり原判決を補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第3の1(原判決8頁11行目ないし22頁17行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決18頁14行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「また、会派控室では、議会活動の基礎となる調査研究活動として、議員が、個別の来訪者から、議会活動や市政に関する要望、意見等を聴取する活動が行われていると認められるところ、そのような来訪者に湯茶や茶菓子を提供することは、会話の円滑な進行のために必要であることを否定し難いから、これをもって、合理性を欠く支出ということはできない。」

(2) 原判決18頁15行目ないし19頁16行目を、次のとおり改める。

「キ 人工費

人工費(会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費)が使

途基準として掲げられているのは、政務調査費の支給対象となる会派の構成員たる議員が、議会活動の基礎となる調査研究活動を行うため、それを補助する職員を雇用する経費を、本件条例の定める市政に関する調査研究に資するために必要な経費として認める趣旨と解される。したがって、人件費として認められるか否かの判断に当たっては、議会活動の基礎となる調査研究活動のための補助職員を現実に雇用したか否か、支出額がその内容等に照らし相当であるといえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性を有するものといえるか否かについて審査すべきである。

なお、人件費には、会派が雇用する職員に関するものと、議員が個別に雇用する職員に関するものが含まれる。

まず、会派が雇用する職員に関するものについては、特段の事情のない限り、専ら会派控室において議会活動の基礎となる調査研究活動を補助する職員として雇用されているものといえるから、一般に違法な支出とは認められない。なぜなら、会派とは議会内での活動を共にしようとする議員のグループであって、ある政党所属の一部の議員から成る会派、複数の政党所属から成る会派、これらに無所属の議員が加わった会派等、政党と当然に一致するものとは認められないし(乙20, 21)、一般的に、政党は独自の事務所を有して、政治活動は専らそこで行われていると認められるからである(乙22ないし29, 丙5〔枝番があるものは枝番も含む。〕)。抽象的には、議員の一つの活動は調査研究活動と他の議員活動の両面を有し混然一体となっていることが多いといえるものの、会派控室における経費については、被控訴人の方でその支出と議会活動ないし議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められないことを積極的に主張立証する必要があるものというべきである。

他方、議員が個別に雇用する職員については、議員は日常的に議会活動

の基礎となる調査研究活動以外の政治活動も行っているものであること  
に鑑みると、専ら調査研究活動を補助する職員として雇用されたとか、実  
際に調査研究活動の補助しか行っていなかったとは通常考え難い。この場  
合には、議会活動の基礎となる調査研究活動の補助に関する人件費のみ正  
当な支出になるといえるものの、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別  
することは事実上不可能であるから、その50%を議会活動の基礎となる  
調査研究活動の補助に関する人件費であるものと推定し、その限度で正当  
な支出であると認定するのが相当である。」

(3) 原判決20頁3行目ないし21頁23行目を、次のとおり改める。

「(イ) 文具系消耗品費、事務機器、日用品、備品等に係る費用

会派控室で使用する各種備品等については、通常議会活動の基礎となる  
調査研究活動のために必要性を有すると考えられ、事務費として適法な支  
出と認められる。

議員事務所など会派控室以外の場所で使用するものについては、地方議  
会議員の活動は、その性質上多面に及ぶものであることからすれば、当該  
場所における活動には議会活動の基礎となる調査研究活動以外の政治活  
動等も含まれることが一般的に推認される。この場合には、議会活動の基  
礎となる調査研究活動に資する備品等に係る費用のみ正当な支出となる  
といえるものの、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別することは事実  
上不可能であるから、その50%を議会活動の基礎となる調査研究活動に  
資する備品等に係る費用であるものと推定し、その限度で正当な支出であ  
ると認定するのが相当である。

(ウ) 電話料金、FAX料金

会派控室で使用する電話・FAXについては、議会活動の基礎となる調  
査研究活動のために通常必要性を有すると考えられ、事務費として適法な  
支出であると認められる。

議員事務所で使用するものについては、前記(イ)のように当該場所における活動には議会活動の基礎となる調査研究活動以外の政治活動等も含まれることが一般的に推認される。この場合には、議会活動の基礎となる調査研究活動に関する電話等の料金のみ正当な支出となるといえるものの、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別することは事実上不可能であるから、その50%を議会活動の基礎となる調査研究活動に関する電話等の料金であるものと推定し、その限度で正当な支出であると認定するのが相当地ある。

議員が自宅で使用するものについては、観念的には、議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有する利用のほか、純然たる私的利用や議員個人としての政治活動に関する利用が想定されるものである。そして、議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有しない電話等の利用がどの程度であるかについては、本件における不当利得返還請求権の発生要件であり、議員ごとに異なり得るものであるから、本来、使途基準に適合しないことについての主張、立証責任を負う被控訴人において、議員ごとの具体的な主張、立証が必要というべきところ、本件においては、こうした主張、立証はない。それにもかかわらず、全ての議員に共通する一律の割合として、純然たる私的利用や議員個人の政治活動に関する利用がより多いと認めることは相当ではないから、議員が自宅で使用する電話等の料金が使途基準に適合しないとされる割合は、ある程度控えめに算定することが相当であり、50%とすることが相当地ある。

#### (エ) コピー機に係る費用

会派控室で使用するコピー機については、通常議会活動の基礎となる調査研究活動のために必要性を有すると考えられ、事務費として適法な支出と認められる。」

- (4) 原判決22頁6行目ないし17行目を、次のとおり改める。

「(カ) 茶菓子代

前記カと同様に、会派控室で使用する茶菓子代等については、来客との面談の円滑な進行のために必要であることを否定し難いから、通常議会活動の基礎となる調査研究活動のために必要性を有すると考えられ、事務費として適法な支出と認められる。」

3 争点2（本件各支出が使途基準に違反しているか）について

以下のとおり原判決を補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第3の2（原判決22頁18行目ないし121頁2行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決26頁5行目ないし21行目（「(1) 会派1」「イ 調査旅費」「(ウ)」を、次のとおり改める。

「(ウ) 整理番号56, 245, 327, 330, 422, 480, 482, 55, 557, 713, 797（整理番号2ないし8, 43ないし59, 129ないし136, 189ないし201, 244ないし259, 327ないし352, 419ないし431, 473ないし492, 544ないし562, 656ないし665, 707ないし726, 791ないし805, 892の一部。甲Aイ6ないし16, 乙Aイ6）

上記各整理番号（かっこ書の前のもの）の支出は、移動の際の自動車燃料代であり、会派がこの50%で按分した額を支出したことが認められる。自動車燃料代は、全額を先進地調査に用いたことが明らかな場合や、議員本人の使用車両ではない車両へ給油されたと推認できる場合のほかは、50%で按分した額を超える限度で違法となるところ（前記1(2)イイ），上記各事情は認められないから、50%で按分した額の支出である会派の上記各支出を違法であると認めることはできない。

(2) 原判決30頁12行目ないし16行目（「(1) 会派1」「オ 広報費」「(イ)」を、次のとおり改める。

「(イ) 整理番号 77 (甲A才1, 3, 乙A才4)

上記整理番号の支出は、平成24年5月に支払った、会派所属の和氣健議員（以下「和氣議員」という。）に係る1万部の封筒印刷代であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

控訴人は、これが平成25年2月に印刷した市政報告紙（和氣たけし市政報告第29号）8000部（甲A才11）を配布するためのものと主張し、和氣議員もその旨陳述する（乙A才4）。しかし、上記封筒は汎用性が高いこと、封筒印刷と市政報告紙印刷の時期も考慮すれば、控訴人の上記主張を認めることはできない。

したがって、証拠上、何のための封筒印刷であるか明らかでないから、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、被控訴人が求める50%相当額の限度で返還の対象となる。」

(3) 原判決32頁18行目ないし33頁1行目（「(1) 会派1」「才 広報費」「(イ)」）  
を次のとおり改める。

「(イ) 整理番号 739, 828 (甲A才1, 11, 24, 38)

上記各整理番号の支出は、会派所属の和氣議員の市政報告紙（和氣たけし市政報告29号）に係る印刷費及び切手代であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲A才11, 38）によれば、上記市政報告紙は、2頁のうち1頁が、「今年の正月は気持ちよく迎えられました。それというのも、年末の二つの選挙、即ち岡山県知事選挙と衆議院選挙に勝利したことになります。」「更に九月には、市長選挙があり、任期後半二年の議長選びが五月にあります。これらの重要な選挙にもリーダーシップを發揮するよう頑張つて参る所存です。」から続く、和氣議員の諸選挙に対する所感で占められ、残り1頁の半分も、市政に関するとはいえ、和氣議員の意見で占められており、活動の報告や客観的な情報を提供するものではないから、いずれも

議員個人のPRを目的とするものと認められる。

したがって、上記各支出は使途基準に適合しないというべきであり、それぞれ被控訴人が求める50%相当額の限度で返還の対象となる。」

(4) 原判決34頁23行目(「(1) 会派1」「オ 広報費」「(セ)」)の末尾に、次とおり加える。

「控訴人は、この電池を政治活動等に使用していないと立証することは極めて不可能に近いと主張する。しかし、電池は汎用性が極めて高く、控訴人がその用途と主張するメガホン、マイク及びスピーカーも汎用性が高いのであって、控訴人ないし会派1において明らかにした支出の内容が一般的・類型的に使途基準に合致するとはいえない場合であるから、控訴人ないし会派1において、当該メガホン等が専ら市政報告に用いられたこと等を主張立証して、同支出と議会活動又は議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められることを積極的に主張立証する必要があるものというべきである。控訴人の上記主張は採用できない。」

(5) 原判決35頁22行目ないし36頁7行目(「(1) 会派1」「オ 広報費」「(ツ)」)を次のとおり改める。

「(ツ) 整理番号582ないし584(甲Aオ24, 35ないし37, 46, 乙A1, 乙Aオ6)

上記各整理番号の支出は、会派所属の和気議員が支出した十日会の案内及び出欠確認のための文書の送付に係るはがき代であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

控訴人は、十日会が、毎月10日に実施している市政報告会であると主張する。しかし、証拠(甲Aオ46)によれば、十日会は、和気議員の後援会であると認められるところ、後援会が主催する報告会等の開催経費は、政務調査費を充当するに適しないものであるから(甲7の43頁)，上記各支出は使途基準に適合しないというべきであり、全額を違法であると認

める。」

(6) 原判決36頁22行目ないし37頁3行目〔(1) 会派1」「カ 広聴費」「(イ)〕を次のとおり改める。

「(イ) 整理番号78, 79, 273, 441, 442, 677ないし679,  
743, 833 (甲Aカ7ないし17)

上記各整理番号の支出は、会派への来客用の飲料購入に係る費用であり、  
いずれも会派がその全額を支出したことが認められるところ、会派控室で  
の来客との面談に用いる茶菓子等は、会派控室で行われる調査研究活動の  
ために必要性を有するから（前記1(2)カ），上記各支出を違法であると認  
めることはできない。」

(7) 原判決38頁3行目ないし13行目〔(1) 会派1」「キ 人件費」「(ア)〕を  
次のとおり改める。

「(ア) 整理番号100, 101, 159, 160, 224, 296, 383,  
458, 520, 521, 615, 691, 762, 847ないし849  
(甲Aキ1ないし19)

上記各整理番号の支出は、会派が雇用する職員に関する社会保険料の事  
業者負担分、労働保険料、給料であり、いずれも会派がその全額を支出し  
たことが認められるところ、これらはいずれも議員の行う調査研究活動の  
ための支出として合理性を欠くものということはできないから（前記1(2)  
キ），上記支出を違法であると認めることはできない。」

(8) 原判決38頁19行目ないし40頁4行目〔(1) 会派1」「ク 事務費〕を  
次のとおり改める。

「ク 事務費

「(ア) 整理番号104, 161, 299, 387, 388, 526, 853,  
854 (甲Aク1ないし9)

上記各整理番号の支出は、事務機器、備品等の購入に係る費用であり、

いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派によって購入されたファイル、コピー用紙、クリアブック、トナーカートリッジ、フラットファイル、インクカートリッジ、市議会における質問を録画するためのDVD-R、のり、ボールペン及び白封筒であるところ、これらは、議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(イ)）、上記各支出を違法であると認めるることはできない。」

(イ) 整理番号105, 106, 232, 301, 389, 460, 527, 625, 693, 766, 855（甲Aク10ないし22）

上記各整理番号の支出は、それぞれ会派控室で使用しているコピー保守管理料、コピー機のリース代であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(エ)）、上記各支出を違法であると認めるることはできない。

(ウ) 整理番号35, 107, 162, 233, 302, 390, 461, 626, 627, 694, 767, 857（甲Aク23ないし35）

上記各整理番号の支出は、会派控室におけるFAX回線使用料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(ウ)）、上記各支出を違法であると認めるることはできない。

(エ) 整理番号127, 539, 540, 704, 786, 787（甲Aク36ないし42）

上記各整理番号の支出は、会派への来客用の茶菓子代であり、いずれも会派がその全額について支出したことが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるか

ら(前記1(2)クカ)), 上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(9) 原判決40頁24行目ないし41頁5行目(「(2) 会派2」「ウ 広聴費」)を次のとおり改める。

「ウ 広聴費(整理番号48, 49, 103, 155, 156, 213, 214, 322, 385ないし387, 494, 549, 550, 595, 654, 655(甲Bカ1ないし18))

上記各整理番号の支出は、会派への来客用の茶菓子代であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められるところ、会派控室での来客との面談に用いる茶菓子等は、会派控室で行われる調査研究活動のために必要性を有するから(前記1(2)カ), 上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(10) 原判決41頁6行目ないし16行目(「(2) 会派2」「エ 人件費」)を次のとおり改める。

「エ 人件費(整理番号105, 106, 158, 159, 212, 274, 325, 388, 437, 438, 495, 551, 596, 657ないし659(甲Bキ1ないし18))

上記各整理番号の支出は、いずれも会派が雇用する職員に関する社会保険料の事業者負担分、労働保険料、給料であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められるところ、これらはいずれも議員の行う調査研究活動のための支出として合理性を欠くものということはできないから(前記1(2)キ), 上記支出を違法であると認めることはできない。」

(11) 原判決41頁17行目ないし42頁18行目(「(2) 会派2」「オ 事務費」)を次のとおり改める。

「オ 事務費

(ア) 整理番号58, 59, 107, 160, 215, 216, 275, 276, 326, 389, 390, 439, 496, 497, 552, 5

97, 660ないし662（甲Bク1ないし20）

上記各整理番号の支出は、事務機器、備品等の購入に係る費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派によって購入されたトナーカートリッジ、ファイル、コピー用紙、電卓、修正テープ詰替え用、ホッチキス針、封筒、ふせん、マーカー及びのりであるところ、これらは、議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(イ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。

(イ) 整理番号60, 108, 161, 217, 277, 327, 391, 440, 498, 553, 598, 663（甲Bク21ないし33）

上記各整理番号の支出は、会派控室におけるFAX回線使用料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(ウ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。

(ウ) 整理番号109（甲Bク34, 35）

上記整理番号の支出は、会派控室で使用しているコピー機のリース代であり、会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(エ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。

(12) 原判決54頁8行目ないし12行目（「(4) 会派4」「エ 広報費」「ア」）を次のとおり改める。

「ア 整理番号1（甲Dオ1, 2）

上記整理番号の支出は、平成24年4月に支払った、会派所属の藤原哲之議員に係る長封筒2000枚及び透明封筒5500枚の費用であり、会

派がその全額を支出したことが認められる。

控訴人は、これが平成24年9月に印刷した市政報告紙(市政報告N.O.9)7500部(甲Dオ24)を配布するためのものと主張し、藤原哲之議員もその旨陳述する(乙Dオ3の1)。しかし、上記封筒は汎用性が高いこと、郵送したものは2000部もないであって(甲Dオ26)、直接戸別配布したものと長封筒と透明封筒との使い分けも明らかでないこと、上記封筒に係る支出と市政報告紙印刷の時期も考慮すれば、控訴人の上記主張を認めることはできない。

したがって、証拠上、何のための封筒であるか明らかでないから、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、被控訴人が求める50%相当額の限度で返還の対象となる。」

(13) 原判決54頁23行目ないし55頁7行目(「(4) 会派4」「エ 広報費」「(ウ)」)を次のとおり改める。

「(ウ) 整理番号4, 5, 8, 10 (甲Dオ1, 5, 6, 9, 11, 乙Dオ7)  
上記各整理番号の支出は、会派所属の佐藤入海議員(以下「佐藤議員」という。)の市政報告紙(岡山市議会「はつらつ、きびきび、人海だより!」(臨時増刊春号))に係るラベルシート代、封筒代及び郵送費であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠(甲Dオ5, 乙Dオ7)によれば、上記市政報告紙は、1頁目の約3分の1こそ佐藤議員のあいさつ及び写真が大きく掲載されているものの、その余は、平成24年度予算の概要、特に佐藤議員が個人質問の中で提案し計上された費目の紹介が占めており、これは、議員活動の報告といえるから、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。したがって、上記各支出を違法であると認めるることはできない。」

(14) 原判決57頁13行目ないし22行目(「(4) 会派4」「エ 広報費」「(ケ)」)を次のとおり改める。

「(4) 整理番号24 (甲Dオ1, 25; 乙Dオ4の2)

上記整理番号の支出は、会派所属の赤木一雄議員（以下「赤木議員」という。）のホームページ更新費であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

控訴人は、上記ホームページのうち、岡山市議会における個人質問の内容が掲載されている部分を証拠として提出するものの（乙Dオ4の2）、上記ホームページが、赤木議員の「公式サイト」と題していることからすれば、調査研究活動以外の政治活動等にも、相当程度のスペースが割かれていることが通常であって、主として当該議員個人のPRを目的とするものか否かについて判断できず、上記支出について控訴人による使途基準に適合することについての外形的事実の立証がないといえる。

したがって、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、被控訴人が求める50%相当額の限度で返還の対象となる。」

(15) 原判決59頁5行目ないし14行目（「(4) 会派4」「エ 広報費」「(ス)」）を次のとおり改める。

「(ス) 整理番号33, 34, 44 (甲Dオ1, 34, 35, 45)

上記各整理番号の支出は、平成25年1月3日及び4日に支払った、川本議員の市政報告紙に係るタックシール代及びラベル代であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲Dオ37ないし39, 42）によれば、川本議員は、同年1月17日及び18日、封筒の差出欄及び市政報告紙（川本浩一郎市政報告V.01.3）を印刷し、同年2月13日、郵送していることが認められるから、上記タックシール及びラベルは、その宛名に使用されたことが認められるところ、上記市政報告紙は、川本議員の写真やプロフィールが掲載されているものの、その主要な部分を岡山市議会における個人質問の内容等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められ

ない。

したがって、上記各支出を違法であると認めることはできない。」

- (16) 原判決62頁1行目ないし6行目（「(4) 会派4」「エ 広報費」「(ト)」の一部）を次のとおり改める。

「他方、上記市政報告会開催ちらしについては、証拠（乙Dオ6）によれば、「岡山市まちづくり塾第1回」の案内であり、その内容も、岡山大学医学部教授の講演と、佐藤議員の議員としての2年間の取り組み等に関する講演というものであって、市政報告会に係る費用とは認められないから、これは、使途基準に適合しないというべきである。」

- (17) 原判決62頁12行目ないし16行目（「(4) 会派4」「エ 広報費」「(ナ)」）を次のとおり改める。

「(ナ) 整理番号58ないし61（乙Dオ8ないし11）

a 上記整理番号58の支出は、平成25年3月に支払った会派所属の磯谷議員の市政報告紙（<市政報告>いそたに和行N○. 26）に係るプリンターインク代であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲Dオ49、乙Dオ8）によれば、磯谷議員は、平成25年3月頃、上記市政報告紙を配布したことが認められ、上記市政報告紙（全4頁）は、1頁目の全面にわたって磯谷議員の写真、あいさつ及びプロフィールが掲載されているものの、2頁目以降の主要な部分を磯谷議員の議員活動の内容及び岡山市における土地利用の状況等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記支出を違法であると認めることはできない。

b 上記整理番号59の支出は、川本議員の市政報告紙（川本浩一郎市政報告V○1. 3）に係る追加印刷費であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲Dオ37、乙Dオ9）によれば、上記市政報告紙は、川本議

員の写真やプロフィールが掲載されているものの、その主要な部分を岡山市議会における個人質問の内容等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記支出を違法であると認めることはできない。

c 上記整理番号60及び61の支出は、二嶋議員の市政報告紙（にしま宣人市政報告N.O. 6）に係る郵送費及びデザイン代であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（乙Dオ10）によれば、上記市政報告紙（全4頁）は、1頁の全面にわたって二嶋議員の写真が大きく掲載されているほか、2頁の一部に二嶋議員のプロフィール、3頁の一部に二嶋議員のあいさつが掲載されているものの、2頁目以降の主要な部分をPM2.5の概要や平成25年度予算の特徴及び岡山市議会における個人質問の内容等が占めしており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(18) 原判決62頁17行目ないし22行目（「(4) 会派4」「オ 広聴費」）を次のとおり改める。

「オ 広聴費（整理番号1, 2, 4ないし18（甲Dカ1ないし18, 乙D1））  
上記各整理番号の支出は、会派への来客用の茶菓子代であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められるところ、会派控室での来客との面談に用いる茶菓子等は、会派控室で行われる調査研究活動のために必要性を有するから（前記1(2)クカ）、上記各支出を違法であると認めるとはできない。」

(19) 原判決63頁10行目ないし19行目（「(4) 会派4」「カ 人件費」「イ」）を次のとおり改める。

「イ 整理番号2ないし7, 9ないし11, 13ないし25, 28, 29, 31, 32（甲Dキ1, 3ないし8, 10ないし12, 14ないし26, 2

9, 30, 32, 33)

上記各整理番号の支出は、会派が雇用する職員に関する社会保険料の事業者負担分、労働保険料、給料であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められるところ、これらはいずれも議員の行う調査研究活動のための支出として合理性を欠くものということはできないから（前記1(2)キ）、上記支出を違法であると認めるることはできない。」

(20) 原判決63頁20行目ないし64頁26行目（「(4) 会派4」「キ 事務費」「(ア)」「(イ)」）を次のとおり改める。

「キ 事務費

(ア) 整理番号6, 42, 44, 78, 121, 168, 205, 253, 294, 335, 376, 419, 437, 504（甲Dク1, 2, 8, 9, 14, 19, 27, 33, 40, 46, 52, 60, 67, 71, 80, 乙D1）

a 上記各整理番号の支出のうち整理番号6, 44, 437の支出合計16万7060円は、事務機器及び備品等の購入に係る費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派所属議員によって購入されたストップウォッチ、マイクロSDカード、パソコンであるところ、議員事務所など会派控室以外の場所で使用する備品等の購入に係る支出は、その50%を議会活動の基礎となる調査研究活動に資する備品等に係る費用であるものと推定し、その限度で正当な支出であると認定するのが相当であるから（前記1(2)クイ），上記各支出のうち、50%を超える部分については違法であると認める。

なお、被控訴人は、上記備品等のうち、ストップウォッチについては、調査研究活動との関連性がない旨主張する。しかし、ストップウォッチについては、それが必要となる調査研究活動は通常存在すると

いえるから、被控訴人の上記主張は採用することができない。

b 上記各整理番号の支出のうちその余の支出は、事務機器、備品等の購入に係る費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派によって購入されたクリアホルダー、テープのり、ボールペンかえ芯、コピー用紙、CD-R、封筒、蛍光ペン、ファイル、ラベルシール、ポストイット、リングファイル、DVD-R、ブックスタンド、マーカー、マーカーインク、マッキーペン、クリップ、タンブラー、交換テープ、朱肉、はさみ、ノート、ボールペン、テープのり交換用、集計用紙、ホッチキス及び赤ペンであるところ、これらは、議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(イ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。

なお、被控訴人は、上記備品等のうち、タンブラーについては、調査研究活動との関連性がない旨主張する。しかし、タンブラーについては、会派控室において来客と面談する際の使用が想定されるから、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(イ) 整理番号7, 53, 97, 135, 184, 224, 269, 312, 348, 393, 434, 477（甲Dク1, 3, 10, 16, 20, 30, 35, 41, 48, 54, 63, 69, 76）

上記各整理番号の支出は、会派控室におけるFAX回線使用料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(ウ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(21) 原判決65頁20行目ないし66頁3行目（「(4) 会派4」「キ 事務費」「エ」）を次のとおり改める。

〔エ〕 整理番号 10, 54, 99, 139, 140, 183, 226, 271,  
314, 350, 392, 436, 479 (甲Dク1, 4, 11, 17,  
22, 23, 29, 36, 42, 49, 55, 62, 70, 77)

上記各整理番号の支出は、それぞれ会派控室で使用しているコピー機の保守管理料、複合機のリース代であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(エ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。」

〔22〕 原判決66頁22行目ないし67頁6行目〔(4) 会派4」「キ 事務費」「カ〕  
を次のとおり改める。

「カ 整理番号 377, 418, 462, 507 (甲Dク1, 61, 66, 7  
4, 81, 乙D1)

上記各整理番号の支出は、二嶋議員の平成24年12月ないし平成25年3月の携帯電話利用料と報告されているものであり、いずれも会派がその50%で按分した額を支出したことが認められる。

しかし、証拠（甲Dク61, 66, 74, 81）によれば、いずれも楽天カード株式会社に対する支払であり、上記整理番号377, 462及び507の利用先はNTTコミュニケーションズを含むものの、上記整理番号462の利用先には「ドリンクヤ」なるものも含み、上記整理番号418の利用先は明らかではない。また、二嶋議員は、平成24年12月ないし平成25年3月の携帯電話利用料を、NTTファイナンス株式会社に対し支払っていることが認められる（整理番号361, 407, 443及び482）。そうすると、上記各支出が二嶋議員本人の携帯電話利用料であるとは認められないから、会派の上記各支出は使途基準に適合しないといえる。

なお、会派は、上記各支出について、岡山市に対してそれ原判決別

紙「支出項目一覧表（【政隆会】平成24年度岡山市議会政務調査費（平成24年4月1日～平成25年3月31日）⑧事務費）」の「返還金額（円）」欄記載の額を返還しているため、上記各支出額から各返還額を減じた額が返還の対象となる。」

(23) 原判決69頁10行目ないし24行目（「(5) 会派5」「イ 調査旅費」「(ア)」）を次のとおり改める。

「(ア) 整理番号3, 20 (甲3, 甲Eイ1, 2, 3, 乙Eイ4の1ないし3)  
上記各整理番号の支出は、いずれも会派所属の羽場頼三郎議員が平成24年4月8日から同月11日までの間に中国の上海市及び洛陽市を訪問した費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。証拠（甲3, 乙Eイ4の2, 3）によれば、羽場頼三郎議員は、洛陽牡丹文化祭30周年記念公式訪問団として、上記訪問に参加したこと、同訪問団は、岡山市日中友好協会が企画した岡山市友好訪中団（岡山市長、会派2の則武宣弘議員ら6名）、岡山洛陽友好都市議員連盟の羽場頼三郎議員及び会派6の東毅議員、同行2名から成ること、岡山市日中友好協会の市民団も同行したことが認められる。また、上記訪問は、同月8日午後2時に上海浦東空港に到着後、南京路歩行者天国散策と外難見学をし、同月9日午前に洛陽空港に到着して牡丹園を視察し（市民団は白馬寺見学）、午後に希望小学校を訪問し、夜に洛陽市長を表敬訪問し、同月10日に洛陽外国語学校と洛陽市人民代表大会を訪問し（市民団等は龍門石窟等見学）、夜に牡丹文化祭に出席し、同月11日午前に鄭州空港に到着し（市民団は開封市等見学）、午後に上海浦東空港を経由して帰岡する（市民団は同月12日帰国）ことを予定し、概ねそのとおり実行したものであったことが認められる。しかし、岡山市友好訪中団が作成した報告書において、羽場頼三郎議員は、出張者に含まれておらず、羽場頼三郎議員が、別途に報告書を作成したとも認められない。また、会派6の則武宣弘議員及び会

派2の東毅議員の訪問に係る費用は、会派が支出していないことも認められる。

以上によれば、羽場頼三郎議員の中国訪問は、会派が、姉妹・友好都市の国際親善等特別の目的をもって派遣する場合には当たらず、結局のところ、その訪問の目的は明らかではないから、調査研究活動との関連性が認められない。

なお、控訴人は、上記訪問に関し、原審において、羽場頼三郎議員が平成23年に中国の中閏村及び洛陽市を訪問した報告書（乙Eイ1）を提出したり（乙17の94頁），当審において、上記訪問の上海見学及び宿泊が、当初から予定されたものではなく、天候不良で欠航したことによりやむを得ず実行したものであるという羽場頼三郎議員の事実に反する陳述書（乙Eオ10の1）を提出したりしていることも、上記訪問の目的が、会派又は議員が行う調査研究活動と関連性がないことを推認させるものといえる。

したがって、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、上記各支出を違法であると認める。」

(24) 原判決72頁15行目ないし25行目 「(5) 会派5」「エ 広報費」「(ウ)」を次のとおり改める。

「(ウ) 整理番号5, 12, 18, 32, 41, 48, 61, 71, 77, 84, 101, 104 (甲Eオ1, 6, 13, 19, 33, 42, 49, 62, 72, 78, 85, 102, 105, 乙Eオ9の1ないし3)

上記各整理番号の支出は、いずれも長井議員のホームページ保守管理費であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

しかし、証拠（乙Eオ9の1ないし3）によれば、上記ホームページは、長井議員の「OFFICIAL SITE」と題し、主に長井議員の政治的主張欄や雑感も綴られた日記等から成っており、日記には調査研究活動

に従事したことも含まれているとはいえ、主として長井議員個人のPRを目的とするものと認められる。

したがって、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、被控訴人が求める50%相当額の限度で返還の対象となる。」

(25) 原判決73頁18行目ないし23行目〔(5) 会派5〕「エ 広報費」〔カ〕  
を次のとおり改める。

〔カ〕 整理番号11, 19, 20 (甲Eオ1, 12, 20, 21)

a 上記整理番号11の支出は、平成24年5月8日に支払った井本議員の市政報告紙（市政報告24年春号）に係る封筒購入費であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲Eオ10ないし12）によれば、井本議員は、同日、上記市政報告紙を郵送したことが認められ、上記市政報告紙は、その主要な部分を岡山市議会における個人質問の内容等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記支出を違法であると認めることはできない。

b 上記整理番号19及び20の支出は、平成24年7月2日に支払った井本議員の市政報告紙（市政報告24年夏号）に係る封筒購入費であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲Eオ20, 21, 35, 37, 38）によれば、井本議員は、同年8月7日、上記市政報告紙を郵送したことが認められるところ、上記市政報告紙は、その主要な部分を岡山市議会における個人質問の内容等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記各支出を違法であると認めることはできない。

(26) 原判決74頁25行目ないし75頁8行目〔(5) 会派5〕「エ 広報費」〔コ〕  
を次のとおり改める。

〔コ〕 整理番号 23 (甲E才1, 24)

上記整理番号の支出は、平成24年7月5日に支払った長井議員の市政報告紙(6月議会市政レポート)に係るラベルシール代3090円であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

また、控訴人は、長井議員が、上記市政報告紙を作成できず、同年9月11日に購入した9月議会傍聴案内はがき320枚(甲E才47)を利用したと主張し、長井議員もその旨陳述する(乙E才11)。

しかし、ラベルシールは汎用性が高く、価格から推認される上記ラベルシールの数と上記はがきの数の差も考慮すれば、控訴人の上記主張を認めることはできない。

したがって、証拠上、何のためのラベルシールであるか明らかでないから、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、被控訴人が求め50%相当額の限度で返還の対象となる。」

(27) 原判決79頁25行目ないし80頁5行目〔(5) 会派5」「エ 広報費」「(ノ)〕を次のとおり改める。

〔ノ〕 整理番号 64, 65, 69, 70, 73 (甲E才1, 65, 66, 70, 71, 74)

a 上記各整理番号 64, 65 及び 70 の支出は、平成24年10月31日及び11月6日に支払った羽場議員の市政報告紙(市民リポート第22号)に係るラベル、封筒及び用紙代9万1715円であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

控訴人は、これが平成25年2月4日に郵送した上記市政報告紙(甲E才88, 乙E才10の2)を配布するためのものと主張し、羽場議員もその旨陳述する(乙E才10の1)。しかし、上記ラベル、封筒及び用紙は汎用性が高いこと、これらの購入と市政報告紙郵送の時期も考慮すれば、控訴人の上記主張を認めることはできない。

したがって、証拠上、何のためのラベル、封筒及び用紙であるか明らかでないから、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、被控訴人が求める 50%相当額の限度で返還の対象となる。

b 上記整理番号 69 の支出は、平成 24 年 11 月 6 日に支払った下市議員の市政報告紙（下市このみニュース No. 54, 55）に係る 1 万 500 部の封筒印刷代であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲 E 才 82, 104）によれば、下市議員は、平成 25 年 1 月 8 日、上記市政報告紙（下市このみニュース No. 54）を郵送したことが認められるところ、上記市政報告書は、その主要な部分を、女性参画に関する情報、岡山市議会における陳情の内容や防災に関する情報等が占めており、主として当該議員個人の PR を目的とするものとは認められないし、同年 3 月、上記市政報告紙（下市このみニュース No. 55）を郵送したことが認められ、これは、その主要な部分を、障害者に給付する日常生活用具の耐用年数に関する情報やその他岡山市の情勢等が占めており、主として当該議員個人の PR を目的とするものとは認められない。

したがって、上記各支出を違法であると認めるることはできない。

c 上記整理番号 73 の支出は、平成 24 年 11 月 21 日に支払った井本議員の市政報告紙（市政報告 25 年新年号）に係る封筒購入費であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲 E 才 80, 81）によれば、井本議員は、同年 12 月 29 日、上記市政報告紙を郵送したことが認められるところ、上記市政報告紙は、その主要な部分を岡山市議会における個人質問の内容等が占めており、主として当該議員個人の PR を目的とするものと認められない。

したがって、上記支出を違法であると認めるることはできない。

(28) 原判決80頁20行目 (〔5〕会派5)「エ 広報費」〔(イ)〕の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、控訴人は、高橋議員が、2年目を迎えた新人議員として、市政報告紙を市民に手に取って読んでもらうために、ある程度のインパクトを必要としていることから、上記市政報告紙で高橋議員の写真が大きく掲載されているにも、その支出を違法と評価するのは50%に留めるべきと主張する。しかし、被控訴人も、返還を求めているのは50%相当額の限度であるから、控訴人の上記主張は理由がない。」

(29) 原判決82頁4行目ないし12行目 (〔5〕会派5)「エ 広報費」〔(マ)〕を次のとおり改める。

〔マ〕 整理番号87ないし89(甲Eオ1, 88ないし90, 乙Eオ10の2)  
上記各整理番号の支出は、いずれも羽場議員の市政報告紙(市民リポート)に係る郵送費であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠(甲Eオ88, 乙Eオ10の2)によれば、上記市政報告紙は、調査研究活動との関連性が必ずしも認められない国政に関する羽場議員の個人的意見や四コマ漫画が掲載されているものの、その主要な部分を太陽光発電設備の市有施設への導入に関する羽場議員の活動内容等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(30) 原判決84頁14行目ないし22行目 (〔5〕会派5)「エ 広報費」〔(ヨ)〕を次のとおり改める。

〔ヨ〕 整理番号108(甲Eオ1, 106, 109)

上記整理番号の支出は、平成25年3月31日に支払った森山議員の市政報告紙(MORIYAMA EXPRESS Vol. 5)の郵送費であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲E才1, 106）によれば、森山議員は、同年3月23日、上記市政報告紙を印刷したことが認められるところ、上記市政報告紙は、その主要な部分を森山議員の議員活動の内容や岡山市議会における代表質問の内容等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記支出を違法であると認めるることはできない。」

- (31) 原判決85頁17行目ないし87頁21行目〔(5)会派5」「カ 事務費〕  
を次のとおり改める。

「カ 事務費

(ア) 整理番号5, 22, 31, 53, 64, 74, 77, 85, 99, 102, 129, 132, 147, 169, 172, 183, 191, 210, 217, 233, 238, 256, 260(甲Eク5, 6, 10, 12, 14, 15, 18, 19, 22ないし24, 31, 32, 34, 39, 41, 43, 44, 48, 49, 51, 52, 57, 58, 乙Eク1)

上記各整理番号の支出は、それぞれ会派控室で使用していると考えられるコピー機の使用料及びリース代であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから(前記1(2)クエ)，上記各支出を違法であると認めるることはできない。

(イ) 整理番号16ないし18, 78, 115, 118, 119, 125, 141, 167, 182, 208, 209, 247, 255, 261(甲Eク5, 7ないし9, 20, 25ないし27, 30, 33, 37, 40, 46, 47, 54, 56, 59)

a 上記各整理番号の支出のうち整理番号16の支出1万3229円は、証拠上何の購入費であるか明らかでないため、使途基準に適合せ

ず、原告が求める50%相当額の限度で返還の対象となる。

- b 上記各整理番号の支出のうち整理番号17, 18, 119, 125, 141, 182, 209及び255の支出合計18万8673円は、事務機器及び備品等の購入に係る費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派所属議員によって購入されたシール、封筒、ICレコーダー、用紙、ブルーレイディスク、パソコン、カメラであるところ、議員事務所など会派控室以外の場所で使用する備品等の購入に係る支出は、その50%を議会活動の基礎となる調査研究活動に資する備品等に係る費用であるものと推定し、その限度で正当な支出であると認定するのが相当であるから（前記1(2)クイ）、上記各支出のうち、50%を超える部分については、違法であると認める。
- c 上記各整理番号の支出のうちその他の支出は、事務機器及び備品等並びに茶菓子の購入に係る費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派によって購入された扇風機、文房具、ファイル、クリアホルダー、ホッチキス、軽あけパンチ、ティーパックであるところ、これらは、議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)クイカ）、上記各支出を違法であると認めることはできない。
- (ウ) 整理番号26, 35, 70, 79, 121, 122, 164, 165, 168, 187, 196, 220, 244, 253（甲Eク5, 11, 13, 17, 21, 28, 29, 35, 36, 38, 42, 44, 50, 53, 55）

上記各整理番号の支出は、会派控室におけるFAX回線使用料ないしFAXリース料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のため

に機能するものといえるから（前記1(2)ク(ウ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。

(エ) 整理番号206（甲Eク5，45，乙Eオ9の1ないし3）

上記整理番号の支出は、長井議員のホームページのサーバサービス利用料であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

しかし、前記エ(オ)のとおり、上記ホームページは、主として長井議員個人のPRを目的とするものと認められる。

したがって、上記支出は使途基準に適合しないというべきであり、被控訴人が求める50%相当額の限度で返還の対象となる。」

(32) 原判決88頁5行目ないし17行目〔(6) 会派6」「イ 資料作成費」「ア〕

を次のとおり改める。

「ア 整理番号5, 6, 63, 95, 96, 102, 139, 157, 190, 210, 211, 238, 250, 251, 297, 298, 303, 347ないし349, 387, 389, 390, 435ないし437, 492, 493, 511, 563, 564, 614ないし616（甲Fウ1ないし35）

上記各整理番号の支出は、それぞれ会派控室で使用しているコピー機に係る用紙代、インク代、リース料及び保守管理料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは、議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(エ)），上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(33) 原判決101頁14行目ないし24行目〔(6) 会派6」「カ 人件費〕を次のとおり改める。

「カ 人件費（整理番号57, 58, 61, 119ないし121, 124, 171, 230, 275, 306, 353, 355, 410, 476, 536, 597, 599（甲Fキ1ないし3, 5ないし8, 11, 12, 14,

16, 18, 20, 22, 23, 25, 27, 29, 31)

上記各整理番号の支出は、会派が雇用する職員に関する給料、社会保険料の事業者負担分及び労働保険料であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められるところ、これらはいずれも議員の行う調査研究活動のための支出として合理性を欠くものということはできないから（前記1(2)キ）、上記支出を違法であると認めることはできない。」

(34) 原判決101頁25行目ないし102頁17行目（「(6) 会派6」「キ 事務費」）を次のとおり改める。

「キ 事務費

(ア) 整理番号7, 78, 148, 189, 252, 289, 322, 386, 434, 507, 548, 617（甲Fク1ないし9, 11ないし13, 15）

上記各整理番号の支出は、会派控室におけるFAX回線使用料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(ウ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。

(イ) 整理番号408, 576（甲Fク1, 10, 14）

上記各整理番号の支出は、事務機器、備品等の購入に係る費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派によって購入されたラベルシール、セロハンテープ、のり、ファイル及びトナーカートリッジであるところ、これらは、議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(イ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(35) 原判決103頁14行目ないし104頁1行目（「(7) 会派7」「イ 調査旅費」「(イ)」）を次のとおり改める。

「(イ) 整理番号 21, 48, 49, 106, 110, 111, 139ないし1  
43, 180ないし19-1, 206ないし208, 221 (甲Gイ1, 3,  
6ないし10, 12ないし16, 18ないし32, 35, 乙Gイ5)

上記各整理番号の支出は、いずれも移動の際に要したタクシ一代であり、会派が、整理番号 106 についてはその 50% で按分した額を、その余について、その全額を、それぞれ支出したことが認められる。

上記各整理番号の支出は、それぞれ目的が「道路相談」、「市民相談」、「中心市街地活性化についての意見交換」、「開発相談」と報告されているところ、これらの目的が議会活動と関連しないということはできず、また、その支出額等も相当性を欠くものとはいえないから、違法であると認めるることはできない。」

(36) 原判決 104 頁 14 行目ないし 105 頁 9 行目 (〔(7) 会派 7〕「イ 調査旅費」「〔才〕」) を次のとおり改める。

「(才) 整理番号 211 (甲Gイ1, 33, 乙Gイ3)

上記整理番号の支出は、会派所属の議員 1 名の平成 25 年 3 月 25 日及び同月 26 日の福岡市視察に係る交通費 3 万 4000 円及び宿泊費 7900 円の合計 4 万 1900 円であり、会派が全額支出していることが認められる。

証拠 (乙Gイ3) によれば、上記視察は、福岡市が行っている下水汚泥を利用した発電や下水道処理施設の施設管理、及び、図書館行政についての調査を目的としたものであると認められるところ、同目的は、議会活動の基礎となる調査研究活動と関連性を有するものと認められる。

そして、視察の内容については、証拠 (乙Gイ3) によれば、平成 25 年 3 月 25 日午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分までの間、福岡市内の下水道処理施設を視察し、下水汚泥を利用した発電施設の見学等を行ったこと、同月 26 日午前 10 時から午後 12 時までの間、福岡市内の総合図書

館を視察したことが認められ、視察の内容は、上記目的との関連性が否定されるものではない。

また、支出額（4万1900円）も上記目的や視察内容等に照らして相当性を欠くものとはいえない。

したがって、上記支出を違法であると認めるることはできない。」

(37) 原判決108頁2行目ないし7行目（「(7) 会派7」「オ 広報費」「(エ)」）を次のとおり改める。

「(エ) 整理番号5, 26 (甲Gオ1, 6, 27, 31, 32, 乙Gオ1の2)

a 上記整理番号5の支出は、平成24年4月9日に支払った会派所属の土肥啓利議員の市政報告紙（市政報告平成24年4月1日号）に係るタックシール代であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（乙Gオ1の2）によれば、土肥啓利議員は、同年3月13日に上記市政報告紙を印刷したことが認められ、上記市政報告紙は、土肥啓利議員の写真及び挨拶が含まれているものの、岡山市の市街地活性化の状況、財政状況等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

したがって、上記支出を違法であると認めるることはできない。

b 上記各整理番号26の支出は、平成25年2月10日に支払った会派所属の小林寿雄議員の市政報告紙（ひさおN e w s 第46号）、市政報告会の案内状及び出欠確認用のはがきに係る追加ラベル代2550円であり、会派がその全額を支出したことが認められる。

証拠（甲Gオ31, 38）によれば、小林寿雄議員は、同年3月14日、上記市政報告紙、市政報告会の案内状及び出欠確認用のはがきを郵送したことが認められ、上記市政報告紙は、その主要な部分を岡山市東区の課題や岡山市における防災、教育に関する情報等が占めており、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない。

また、市政報告会の案内状及び出欠確認用のはがきは、市政報告会の開催に資するものであることが認められ、これらの内容（甲Gオ30, 32, 37）が主に当該議員個人のPRを目的とするものとも認められないから、これらに係る費用は調査研究活動との関連性が否定されない。したがって、上記支出を違法であると認めるることはできない。」

- (38) 原判決112頁18行目ないし25行目（「(7) 会派7」「カ 人件費」）を次のとおり改める。

「カ 人件費（整理番号1ないし16（甲Gキ1ないし17））

上記各整理番号の支出は、会派が雇用する職員に関する給料、社会保険料の事業者負担分及び労働保険料であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められるところ、これらはいずれも議員の行う調査研究活動のための支出として合理性を欠くものということはできないから（前記1(2)キ）、上記支出を違法であると認めるることはできない。」

- (39) 原判決113頁8行目ないし115頁7行目（「(7) 会派7」「キ 事務費」「(イ)」ないし「(カ)」）を次のとおり改める。

「(イ) 整理番号2, 38, 40, 71, 72, 89, 107, 108, 144, 146, 147, 152（甲Gク1, 3, 19, 21, 37, 38, 46, 52, 53, 68, 70, 71, 75, 乙Gキ1）

上記各整理番号の支出は、事務機器、備品等の購入に係る費用であり、会派が、このうちの整理番号38, 146の各支出についてはその50%で按分した額を、その他の各支出についてはその全額を、それぞれ支出したことが認められる。これらの備品等は、会派によって購入されたクリアブック、ルーズリーフ、ペン、ウェットティッシュ、サランラップ、ゴム手袋、ファイル、クリアホルダー、SDカード、ノート、封筒、コピー用紙、金銭帳、ティッシュ、ゴム印であるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(イ)），

上記各支出を違法であると認めることはできない。

(ウ) 整理番号 3, 15, 22, 39, 50, 64, 76, 86, 100, 111, 122, 137 (甲Gク1, 4, 8, 13, 20, 26, 32, 40, 45, 50, 55, 58, 67)

上記各整理番号の支出は、会派控室におけるFAX回線使用料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(ウ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。

(エ) 整理番号 10, 21, 35, 45, 60, 68, 85, 93, 105, 115, 131, 136 (甲Gク1, 6, 12, 16, 22, 29, 35, 44, 48, 51, 56, 62, 66)

上記各整理番号の支出は、会派におけるコピー料であり、いずれも会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(エ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。

(オ) 整理番号 13, 18, 19, 25, 36, 37, 48, 49, 59, 61, 62, 66, 67, 69, 83, 84, 92, 99, 109, 116, 123, 124, 130, 134, 135, 145, 149ないし151 (甲Gク1, 7, 9, 10, 14, 17, 18, 24, 25, 28, 30, 31, 33, 34, 36, 42, 43, 47, 49, 54, 57, 59ないし61, 64, 65, 69, 72ないし74)

上記各整理番号の支出は、会派への来客用の茶菓子代であり、いずれも会派がその全額について支出したことが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(オ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。

(カ) 整理番号 132 (甲Gク1, 63)

上記整理番号の支出は、会派控室で使用していると考えられるコピー機のリース代であり、会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(エ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(40) 原判決120頁5行目ないし20行目（「(9) 会派9」「ウ 事務費」）を次のとおり改める。

「ウ 事務費

(ア) 整理番号6, 7（甲Ⅰク1ないし3）

上記各整理番号の支出は、事務機器、備品等の購入に係る費用であり、いずれも会派がその全額を支出したことが認められる。これらの備品等は、会派控室の用紙及びインクであるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(イ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。

(イ) 整理番号9（甲Ⅰク1, 4）

上記整理番号の支出は、会派控室におけるFAX回線使用料であり、会派がその全額を支出していることが認められるところ、これらは議会活動の基礎となる調査研究活動のために機能するものといえるから（前記1(2)ク(ウ)）、上記各支出を違法であると認めることはできない。」

(41) 原判決120頁21行目ないし121頁2行目を次のとおり改める。

「(10) まとめ

以上によれば、本件各会派に係る違法な支出額は、別表2の各会派に該当する「控訴審認容額」欄記載のとおりとなり、会派1に係る違法な支出額は合計28万2439円、会派2に係る違法な支出額は0円、会派3に係る違法な支出額は合計53万0496円、会派4に係る違法な支出額は合計40万0725円、会派5に係る違法な支出額は合計119万866

6円、会派6に係る違法な支出額は0円、会派7に係る違法な支出額は0円、会派8に係る違法な支出額は合計1693円、会派9に係る違法な支出額は0円となる。」

#### 4 争点3（本件各会派は悪意の受益者に当たるか）について

原判決「事実及び理由」中の第3の3（原判決121頁4行目ないし9行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 第4まとめ

以上によれば、岡山市は、別表1の「会派」欄記載の各会派に対し、不当利得に基づき、それぞれ該当する「控訴審認容額」欄記載の利得金及びこれらに対する本判決確定の日の翌日から各支払済みまで民法所定年5分の割合による法定利息の請求債権を有しております、控訴人は、これらの債権の行使を怠っている者と認められ、この不行使を正当化するような事情の存在も認められないから、この不行使は違法である。

そうすると、被控訴人の請求は、控訴人に対し、本件各会派に上記利得金及び法定利息の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部相当でなく、本件控訴は一部理由があるから原判決を上記のとおり一部変更することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官

松 本 清 隆

裁判官 永野公規

裁判官 西田昌吾

別表 1

会派		請求額	原審認容額	控訴審認容額
1	新風会	5,741,757 円	1,778,107 円	282,439 円
2	公明党岡山市議団	1,642,514 円	1,314,262 円	0 円
3	ゆうあいクラブ	530,496 円	530,496 円	530,496 円
4	政隆会	7,517,951 円	2,731,767 円	400,725 円
5	市民ネット	5,353,708 円	1,706,393 円	1,198,666 円
6	日本共産党岡山市議団	3,344,041 円	1,570,734 円	0 円
7	明政クラブ	4,083,294 円	2,046,780 円	0 円
8	愛松会	346,978 円	1,693 円	1,693 円
9	岡山維新の会	47,948 円	3,628 円	0 円

		原判決「事実及び理由」第2の2項	原審認容額	控訴審認容額
(1) 会派 1	ア 研究研修費	(ア) 整理番号541, 705	¥0	¥0
		(イ) 整理番号788	¥0	¥0
	イ 調査旅費	(ア) 整理番号185ないし187	¥0	¥0
		(イ) 整理番号542	¥0	¥0
		(カ) 整理番号56, 245, 327, 330, 422, 480, 482, 555, 557, 713, 797(整理番号2ないし8, 43ないし59, 129ないし136, 189ないし201, 244ないし259, 327ないし352, 419ないし431, 473ないし492, 544ないし562, 656ないし665, 707ないし726, 791ないし805, 892の一部)	¥5, 809	¥0
		(エ) 整理番号1, 42, 128, 188, 243, 326, 418, 472, 543, 655, 706, 789, 790	¥0	¥0
		(オ) 整理番号563	¥0	¥0
		(カ) 整理番号493	¥0	¥0
	ウ 資料作成費	(ア) 整理番号60	¥0	¥0
		(イ) 整理番号10	¥0	¥0
エ 資料購入費	エ 資料購入費	(ア) 整理番号12, 61, 809		
		(イ) 整理番号13, 15, 17, 62, 68ないし72, 138, 139, 204, 260, 263ないし271, 353ないし355, 358, 432, 433, 435, 437ないし439, 494ないし498, 567ないし572, 574, 667ないし673, 728ないし737, 811ないし813, 815ないし820	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号666	¥0	¥0
		(エ) 整理番号359	¥0	¥0
		(オ) 整理番号76	¥39, 375	¥39, 375
		(イ) 整理番号77	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号206, 272	¥0	¥0
		(エ) 整理番号440	¥0	¥0
		(オ) 整理番号502, 503	¥0	¥0
		(カ) 整理番号576, 580, 581	¥0	¥0
オ 広報費	オ 広報費	(キ) 整理番号577	¥0	¥0
		(ク) 整理番号676	¥0	¥0
		(ケ) 整理番号739, 828	¥228, 575	¥228, 575
		(コ) 整理番号823, 829	¥0	¥0
		(サ) 整理番号824	¥0	¥0
		(シ) 整理番号825, 831	¥0	¥0
		(ス) 整理番号826, 830	¥0	¥0
		(セ) 整理番号140, 740, 827	¥2, 489	¥2, 489
		(ソ) 整理番号18, 207	¥0	¥0
		(タ) 整理番号209ないし214	¥0	¥0
カ 広聴費	カ 広聴費	(チ) 整理番号579	¥0	¥0
		(ツ) 整理番号582ないし584	¥12, 000	¥12, 000
		(テ) 整理番号361, 504, 741	¥0	¥0
		(ア) 整理番号362, 586, 587, 742, 832	¥0	¥0
		(イ) 整理番号78, 79, 273, 441, 442, 677ないし679, 743, 833	¥15, 750	¥0
		(ウ) 整理番号19ないし28, 80ないし91, 141ないし154, 215ないし218, 274ないし284, 363ないし376, 443ないし446, 505ないし511, 588ないし605, 680ないし688, 744ないし758, 834ないし843	¥0	¥0
		(エ) 整理番号29ないし33, 92ないし99, 155ないし158, 219ないし223, 285ないし295, 377ないし382, 447ないし457, 512ないし519, 606ないし614, 689, 690, 759ないし761, 844ないし846	¥0	¥0
		(オ) 整理番号100, 101, 159, 160, 224, 296, 383, 458, 520, 521, 615, 691, 762, 847ないし849	¥1, 323, 699	¥0
		(イ) 整理番号225	¥0	¥0
		(ア) 整理番号104, 161, 299, 387, 388, 526, 853, 854	¥49, 749	¥0

(イ) 整理番号105, 106, 232, 301, 389, 460, 527, 625, 693, 766, 855	¥80, 197	¥0
(ウ) 整理番号35, 107, 162, 233, 302, 3 90, 461, 626, 627, 694, 767, 857	¥17, 200	¥0
(エ) 整理番号127, 539, 540, 704, 786, 787	¥3, 264	¥0
	¥1, 778, 107	¥282, 439

		原判決「事実及び理由」第2の2項	原審認容額	控訴審認容額
(2) 会派2	ア 資料購入費	整理番号37ないし41, 92ないし96, 145ないし149, 199ないし203, 260ないし264, 312ないし316, 374ないし378, 427ないし431, 484ないし488, 541ないし545, 589ないし593, 636ないし640	¥0	¥0
	イ 広報費	整理番号211	¥0	¥0
	ウ 広聴費	整理番号48, 49, 103, 155, 156, 213, 214, 322, 385ないし387, 494, 549, 550, 595, 654, 655	¥38, 539	¥0
	エ 人件費	整理番号105, 106, 158, 159, 212, 274, 325, 388, 437, 438, 495, 551, 596, 657ないし659	¥1, 094, 966	¥0
	オ 事務費	(ア) 整理番号58, 59, 107, 160, 215, 216, 275, 276, 326, 389, 390, 439, 496, 497, 552, 597, 660ないし662 (イ) 整理番号60, 108, 161, 217, 277, 327, 391, 440, 498, 553, 598, 663 (ウ) 整理番号109	¥128, 745 ¥20, 512 ¥31, 500	¥0 ¥0 ¥0
			¥1, 314, 262	¥0

原判決「事実及び理由」第2の2項	原審認容額	控訴審認容額
(3) 会派3	¥530,496	¥530,496 ¥530,496

原判決「事実及び理由」第2の2項			原審認容額	控訴審認容額
(4) 会派4 ア 研究研修費	(ア) 整理番号24, 103		¥0	¥0
	(イ) 整理番号71, 109		¥0	¥0
	イ 調査旅費	(ア) 整理番号1, 6, 9, 16, 21, 24ないし2 6, 34, 39, 49, 52	¥0	¥0
		(イ) 整理番号3, 7, 12, 17, 19, 36, 41, 4 4	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号5	¥0	¥0
		(エ) 整理番号14, 15	¥0	¥0
		(オ) 整理番号27ないし33	¥0	¥0
		(カ) 整理番号45	¥0	¥0
ウ 資料購入費	(ア) 整理番号14, 15, 37, 53, 72		¥0	¥0
	(イ) 整理番号17, 70, 89		¥0	¥0
	(ウ) 整理番号19, 20, 30, 31, 44, 45, 6 0, 62, 68, 71, 77, 79, 85, 87, 92, 94, 99, 100, 105, 106, 111, 112, 119, 12 0		¥0	¥0
	(エ) 整理番号1		¥11,732	¥11,732
	(イ) 整理番号2, 3		¥0	¥0
	(ウ) 整理番号4, 5, 8, 10		¥25,760	¥0
	(エ) 整理番号6, 7		¥0	¥0
	(オ) 整理番号9, 11ないし14, 21		¥0	¥0
	(カ) 整理番号15ないし17, 19, 20		¥0	¥0
	(キ) 整理番号18, 22		¥0	¥0
エ 広報費	(ク) 整理番号23, 25		¥0	¥0
	(ケ) 整理番号24		¥26,250	¥26,250
	(コ) 整理番号26, 27		¥0	¥0
	(サ) 整理番号28ないし30, 39		¥0	¥0
	(シ) 整理番号31, 32, 40, 42		¥0	¥0
	(ス) 整理番号33, 34, 44		¥4,853	¥0
	(セ) 整理番号35		¥0	¥0
	(ソ) 整理番号36ないし38, 41		¥0	¥0
	(タ) 整理番号43, 45ないし47		¥0	¥0
	(チ) 整理番号48, 49		¥0	¥0
オ 広聴費	(ツ) 整理番号50ないし52, 56		¥0	¥0
	(テ) 整理番号53ないし55		¥0	¥0
	(ト) 整理番号57		¥267,750	¥267,750
	(ナ) 整理番号58ないし61		¥87,606	¥0
カ 人件費	整理番号1, 2, 4ないし18		¥86,026	¥0
	(ア) 整理番号1, 8, 12, 26, 30		¥0	¥0
	(イ) 整理番号2ないし7, 9ないし11, 13ない し25, 28, 29, 31, 32		¥1,898,692	¥0
キ 事務費	(ア) 整理番号6, 42, 44, 78, 121, 168, 2 05, 253, 294, 335, 376, 419, 437, 50 4		¥116,899	¥83,530
	(イ) 整理番号7, 53, 97, 135, 184, 224, 269, 312, 348, 393, 434, 477		¥28,205	¥0
	(ウ) 整理番号12, 13, 71, 72, 150, 151, 195, 196, 245, 246, 279, 280, 323, 3 24, 365, 366, 408, 409, 454, 455, 50 1, 502		¥0	¥0
	(エ) 整理番号10, 54, 99, 139, 140, 18 3, 226, 271, 314, 350, 392, 436, 479		¥166,531	¥0
	(オ) 整理番号32, 79, 119, 161, 182, 20 6, 252, 272, 297, 338, 355, 374, 42 3, 463, 508		¥0	¥0
	(カ) 整理番号377, 418, 462, 507		¥11,463	¥11,463
			¥2,731,767	¥400,725

		原判決「事実及び理由」第2の2項	原審認容額	控訴審認容額
(5) 会派5	ア 研究研修費	(ア) 整理番号6	¥0	¥0
		(イ) 整理番号10	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号11	¥0	¥0
		(エ) 整理番号13	¥0	¥0
		(オ) 整理番号15	¥0	¥0
		(カ) 整理番号16	¥0	¥0
		(キ) 整理番号20	¥0	¥0
		(ア) 整理番号3, 20	¥153, 650	¥153, 650
		(イ) 整理番号41, 71	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号103, 104	¥0	¥0
ウ 資料購入費		(ア) 整理番号10, 16ないし19, 25, 28, 30ないし33, 48, 53, 56, 57, 76, 77, 79ないし83, 90, 93ないし95, 101ないし106, 112, 114, 117, 122ないし126, 131, 132, 134, 143ないし146, 148, 149, 159, 163ないし165, 177ないし179	¥0	¥0
		(イ) 整理番号36	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号64, 69, 71, 78, 89, 115, 119, 142, 180	¥0	¥0
		(エ) 整理番号1, 6, 8, 14ないし17, 38, 46, 47, 75, 98, 102	¥0	¥0
		(イ) 整理番号2ないし4	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号5, 12, 18, 32, 41, 48, 61, 71, 77, 84, 101, 104	¥189, 000	¥189, 000
		(エ) 整理番号7	¥0	¥0
		(オ) 整理番号9, 10	¥0	¥0
		(カ) 整理番号11, 19, 20	¥38, 850	¥0
		(キ) 整理番号13	¥0	¥0
エ 広報費		(ク) 整理番号21	¥0	¥0
		(ケ) 整理番号22, 51ないし53, 60	¥0	¥0
		(コ) 整理番号23	¥1, 545	¥1, 545
		(サ) 整理番号24ないし27	¥0	¥0
		(シ) 整理番号28	¥0	¥0
		(ス) 整理番号29ないし31	¥0	¥0
		(セ) 整理番号33	¥0	¥0
		(ソ) 整理番号34, 36, 37	¥0	¥0
		(タ) 整理番号35, 100	¥0	¥0
		(チ) 整理番号39, 50	¥0	¥0
オ 人件費		(ツ) 整理番号40	¥0	¥0
		(テ) 整理番号42	¥0	¥0
		(ト) 整理番号43ないし45	¥0	¥0
		(ナ) 整理番号49	¥0	¥0
		(ニ) 整理番号54ないし59	¥0	¥0
		(ヌ) 整理番号62, 72	¥0	¥0
		(ネ) 整理番号63	¥0	¥0
		(ノ) 整理番号64, 65, 69, 70, 73	¥99, 932	¥45, 857
		(ハ) 整理番号66ないし68, 76	¥705, 007	¥705, 007
		(ヒ) 整理番号74, 78	¥0	¥0
カ 事務費		(フ) 整理番号79, 80	¥0	¥0
		(ヘ) 整理番号81ないし83, 86	¥0	¥0
		(ホ) 整理番号85, 91	¥0	¥0
		(マ) 整理番号87ないし89	¥206, 035	¥0
		(ミ) 整理番号90	¥0	¥0
		(ム) 整理番号92ないし97, 99	¥0	¥0
		(メ) 整理番号103	¥0	¥0
		(エ) 整理番号105	¥0	¥0
		(ヤ) 整理番号106	¥0	¥0
		(コ) 整理番号107	¥0	¥0
		(ヨ) 整理番号108	¥55, 125	¥0
		(ア) 整理番号1, 3	¥0	¥0
	カ 事務費	(イ) 整理番号2	¥0	¥0
		(ア) 整理番号5, 22, 31, 53, 64, 74, 77, 85, 99, 102, 129, 132, 147, 172, 183, 191, 210, 217, 233, 238, 256, 260	¥97, 129	¥0

(イ) 整理番号16ないし18, 78, 115, 118, 119, 125, 141, 167, 182, 208, 209, 2 47, 255, 261	¥123, 080	¥100, 950
(ウ) 整理番号26, 35, 70, 79, 121, 122, 164, 165, 168, 187, 196, 220, 244, 2 53	¥29, 186	¥0
(エ) 整理番号206	¥2, 657	¥2, 657
(オ) 整理番号169	¥5, 197	¥0
	¥1, 706, 393	¥1, 198, 666

原判決「事実及び理由」第2の2項			原審認容額	控訴審認容額
			¥0	¥0
(6) 会派6	ア 調査旅費	整理番号463, 478	¥0	¥0
	イ 資料作成費	(ア) 整理番号5, 6, 63, 95, 96, 102, 13 9, 157, 190, 210, 211, 238, 250, 25 1, 297, 298, 303, 347ないし349, 387, 389, 390, 435ないし437, 492, 493, 51 1, 563, 564, 614ないし616 (イ) 整理番号630, 631	¥330, 272	¥0
	ウ 資料購入費	(ア) 整理番号10ないし12, 74ないし76, 13 2, 134, 135, 179ないし181, 233ないし2 35, 285ないし287, 314ないし316, 375, 376, 378, 427ないし429, 501, 503, 50 4, 539ないし541, 602ないし604 (イ) 整理番号13, 35, 84, 91, 144, 160, 173ないし177, 187, 223, 255, 260, 28 3, 308, 369, 370, 385, 407, 419, 47 4, 494, 496ないし500, 510, 542, 552, 600, 612	¥0	¥0
	エ 広報費	(ア) 整理番号14, 15, 48ないし50 (イ) 整理番号16, 201 (ウ) 整理番号17 (エ) 整理番号18, 38, 155, 196, 197, 19 9, 318, 418, 555, 636 (オ) 整理番号30, 34, 220, 236, 254, 47 2, 550 (カ) 整理番号45ないし47 (キ) 整理番号51 (ク) 整理番号64, 105, 118 (ケ) 整理番号109ないし111 (コ) 整理番号161ないし163 (サ) 整理番号192ないし194, 200 (シ) 整理番号198 (ス) 整理番号212ないし215, 247 (セ) 整理番号222, 266 (ソ) 整理番号246 (タ) 整理番号319 (チ) 整理番号320, 330ないし332 (ツ) 整理番号321 (テ) 整理番号333ないし335 (ト) 整理番号371, 457, 471 (ナ) 整理番号465, 467, 470, 483 (ニ) 整理番号466, 468, 469, 482, 556 (ヌ) 整理番号553, 625ないし628 (ヌ) 整理番号554 (ノ) 整理番号557 (ハ) 整理番号629 (ヒ) 整理番号632 (フ) 整理番号633, 644ないし646, 650 (ヘ) 整理番号634 (ホ) 整理番号635, 639ないし643 オ 広聴費 整理番号8, 202, 309, 495	¥0	¥0
	カ 人件費	整理番号57, 58, 61, 119ないし121, 12 4, 171, 230, 275, 306, 353, 355, 41 0, 476, 536, 597, 599	¥1, 214, 558	¥0
	キ 事務費	(ア) 整理番号7, 78, 148, 189, 252, 28 9, 322, 386, 434, 507, 548, 617 (イ) 整理番号408, 576	¥19, 553 ¥6, 351	¥0 ¥0
			¥1, 570, 734	¥0

		原判決「事実及び理由」第2の2項	原審認容額	控訴審認容額
(7) 会派7	ア 研究研修費	(ア) 整理番号2 (イ) 整理番号16	¥0 ¥0	¥0 ¥0
	イ 調査旅費	(ア) 整理番号10 (イ) 整理番号21, 48, 49, 106, 110, 111, 139ないし143, 180ないし191, 206ないし208, 221 (ウ) 整理番号22, 138, 179 (エ) 整理番号40 (オ) 整理番号211 (カ) 整理番号213		
			¥11,120	¥0
			¥0	¥0
			¥0	¥0
			¥6,380	¥0
			¥0	¥0
	ウ 資料作成費	整理番号1ないし7, 17ないし23, 25ないし34	¥0	¥0
	エ 資料購入費	(ア) 整理番号2, 5, 8ないし16, 19, 21ないし24, 26ないし38, 41ないし51, 54ないし61 (イ) 整理番号18	¥0 ¥0	¥0 ¥0
			¥0	¥0
オ 広報費	オ 広報費	(ア) 整理番号1 (イ) 整理番号2, 3 (ウ) 整理番号4 (エ) 整理番号5, 26 (オ) 整理番号6, 15, 17, 25 (カ) 整理番号7, 16 (キ) 整理番号8ないし10 (ク) 整理番号11, 13, 14 (ケ) 整理番号12 (コ) 整理番号18, 22, 23 (サ) 整理番号19 (シ) 整理番号20, 24, 27 (ス) 整理番号21, 36 (セ) 整理番号28ないし31, 33, 35, 38, 39 (ソ) 整理番号37 (タ) 整理番号40, 41 整理番号1ないし16	¥0 ¥0 ¥0 ¥6,315 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥1,882,884	¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0
カ 人件費	カ 人件費	(ア) 整理番号1, 9, 20, 30, 46, 58, 75, 82 (イ) 整理番号2, 38, 40, 71, 72, 89, 107, 108, 144, 146, 147, 152 (ウ) 整理番号3, 15, 22, 39, 50, 64, 76, 86, 100, 111, 122, 137 (エ) 整理番号10, 21, 35, 45, 60, 68, 85, 93, 105, 115, 131, 136 (オ) 整理番号13, 18, 19, 25, 36, 37, 48, 49, 59, 61, 62, 66, 67, 69, 83, 84, 92, 99, 109, 116, 123, 124, 130, 134, 135, 145, 149ないし151 (カ) 整理番号132	¥0 ¥7,739 ¥15,960 ¥45,803 ¥58,105 ¥12,474	¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0 ¥0
キ 事務費	キ 事務費		¥2,046,780	¥0

原判決「事実及び理由」第2の2項			原審認容額	控訴審認容額
			¥0	¥0
(8) 会派8	ア 研究研修費	整理番号1, 2(甲Hアないし3)	¥0	¥0
		(ア) 整理番号2, 4, 10, 11, 14, 15, 17, 1 8, 22, 25, 30, 34, 39, 46, 47, 49, 55, 57, 60, 63, 65, 66, 73, 77, 82, 91, 9 3, 94, 96, 97, 108, 110, 113, 114	¥0	¥0
		(イ) 整理番号5, 7ないし9, 13, 16, 20, 2 3, 24, 27ないし29, 37, 41, 44, 45, 50, 53, 54, 58, 59, 62, 67ないし69, 71, 7 2, 76, 80, 81, 84, 86, 88ないし90, 98な いし100, 102, 103, 105ないし107, 11 1, 112	¥1,070	¥1,070
		(ウ) 整理番号32	¥0	¥0
		(ア) 整理番号1, 4ないし13, 15ないし22	¥0	¥0
	ウ 資料購入費	(イ) 整理番号3, 14	¥0	¥0
		整理番号1	¥135	¥135
	エ 広報費	(ア) 整理番号4, 19, 26, 34, 45, 52, 62, 68, 71, 82, 83, 89	¥0	¥0
		(イ) 整理番号39	¥0	¥0
		(ウ) 整理番号54, 58	¥488	¥488
			¥1,693	¥1,693

原判決「事実及び理由」第2の2項		原審認容額	控訴審認容額
(9) 会派9	ア 資料購入費 整理番号1ないし6, 8ないし12	¥0	¥0
	イ 広報費 整理番号2	¥0	¥0
	ウ 事務費 (ア) 整理番号6, 7 (イ) 整理番号9	¥2,333 ¥1,295	¥0
		¥3,628	¥0

これは正本である。

平成 31 年 1 月 17 日

広島高等裁判所岡山支部第 2 部

裁判所書記官

花木敏行

